

札幌市職員の懲戒処分について

このたび事実関係の確認を終えました下記の不祥事につきまして、関係職員
の懲戒処分をいたしました。

記

1 不祥事の概要

被処分者は、平成27年6月から7月にかけて、被害者に対して、花束などの受領を要求し、拒まれたにも関わらず連続して2回メールを送信するというストーカー行為をしたとして、7月17日に逮捕され、その後、同事案について平成27年7月30日に起訴され、罰金50万円の略式命令を受けるという不祥事を引き起こした。

上記の事実は、信用失墜行為の禁止を定める地方公務員法第33条の規定に違反するとともに、全体の奉仕者としてふさわしくない非行に該当する。

2 処分日

平成27年8月31日（月）

3 処分内容

停職3月

4 被処分者

財政局職員 一般職 男性 20歳代
(被処分者は同日付で依願退職)